

仕様書(案)

1 件名

板橋区民間保育所人材確保・育成支援事業業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ厳正なる履行確認のうえ、前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、引き続き1年単位での契約更新を予定している。(最大3年間)

なお、契約更新にあたっては次年度の内容を区と協議すること。

3 業務目的

板橋区の特性や地域柄を踏まえ、区内で働く魅力を求人サイトを通じ幅広く発信することでの保育人材の確保、区内保育施設に対して昨今の保育士や潜在保育士の求職ニーズを捉えた採用力向上提案、多種多様な保護者の保育ニーズに対応するための保育士スキルアップ研修実施など複合的な事業の実施により、区内保育施設の「保育の質の確保・向上」を図ることを目的とする。

4 委託業務内容

(1)保育人材の確保による「保育の質の確保・向上」に資する業務全般

① 特集ページの作成および保守・運用(通年実施)

板橋区の特集ページを作成し、サイトのトップページ内にバナー広告を掲載し、特集ページとリンクさせる。また特集ページ内に板橋区内の保育施設等の求人情報を掲載する。

② 保育士登録者に向けたセミナー事業(オンライン/年2回程度実施)

保育士登録者へ保育の最新情報や現場で役立つ知識、就職活動のポイントなどを情報提供する中で、板橋区の魅力や保育現場の実情を広く発信し、求職者の意欲喚起と区への就業促進につなげる。

③ 保育事業者への採用・定着に関するセミナー事業(オンライン/年2回程度実施)

区内保育事業者へ昨今の保育士の就労実態や保育士採用市場をもとに採用強化に向けたコンサルティング支援を実施する。

④ 保育士のスキルアップ事業(オンライン/年2回程度実施)

保育のニーズが多様化するなか、保育士の悩みに応じた研修機会の提供により保育の

質の確保につなげる。

⑤ その他「保育の質の確保・向上」に資する事業(応相談)

板橋区内の保育事情を踏まえ、保育人材確保や質の確保・向上を図るための専門的助言等による支援を実施する。

なお委託業務内容については、「保育の質の確保・向上」に資する業務の一例を列挙したものであり、①～⑤番の業務を原則とし幅広く提案を求めるものとする。

(2)スケジュール管理

本業務の受託にあたり、適切かつ円滑に遂行できる経験豊富な実施責任者を配置し、全体スケジュールを定めること。

前項②～④のセミナーについては、年2回程度実施し、保育人材確保や質の確保・向上を図ること。③、④の保育事業者および保育士向けのセミナーについては、区へ事前に研修内容を共有し、セミナー実施後にアンケートをとり、受講状況を区へ報告すること。

なお、セミナー終了後のアンケート内容については、セミナー参加者のニーズと成果を測定できるものとし、今後実施するセミナー事業の内容に活用すること。

5 納品成果物及び納入場所

(1)納品成果物

以下のものを納品すること

項目	成果物	備考	提出時期
1	サービス一式	ウェブページの公開	随時
2	業務完了報告書 (一部)	以下の項目を含む。 ①掲載している求人と求職者のマッチング数 ②掲載している求人にマッチングした方で実際に求人紹介に至った数 ③掲載している求人を紹介した方からの就業決定数 ④バナー広告及び特集ページの月間アクセス数の成長率 ⑤セミナー資料およびセ	半期 (9月末日/3月末日)

		ミナー終了後のアンケート結果	
--	--	----------------	--

(2)納品場所

板橋区子ども家庭部保育サービス課

6 秘密の保持

受託者は、本ホームページを作成中に知り得た情報について、板橋区長の許可なく第三者に公開してはならない。

この契約の終了後においても同様とする。

7 著作権の帰属等

(1)保育士求人サイトにおける板橋区特設ページ構築・運営に関する業務の履行にあたり、

受託者が納入する特設ページ内の下記の成果物の著作権は、受託者または著作権者に帰属し、板橋区には帰属しないものとする。

ただし、板橋区子ども家庭部保育サービス課から提供する資料、データ等の著作権は板橋区に帰属する。

①イラスト

②写真

③サイトデザイン

(2)板橋区は、特設ページ内の成果物を受託者が運営するメディアにおいてのみ利用することができ、この場合、二次利用料は発生しないものとする。板橋区が当該メディア以外で特設ページ内の成果物を利用する場合は、受託者に対して事前に利用許諾を得るものとし、二次利用料は板橋区と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(3)受託者は、板橋区に対し、本件著作物が第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないものであることを保証し、第三者から板橋区に対し本件著作物に関する権利侵害の申し出等(以下「紛争等」という。)が生じた場合、全て受託者の責任及び費用で紛争等を処理し、板橋区に費用が生じた場合には、かかる費用を受託者が負担するものとする。

8 支払方法

委託期間終了後、板橋区による検査合格後一括で支払うものとする

9 労働基準法等の遵守

(1)受託者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、従業員の労働条件、給与等に配慮しなければならない。

(2)受託者が賃金等の債務の支払いを遅延したときには、板橋区の求めに応じて事情を報

告しなければならない。

(3)前項に関して経営状況の確認が必要なときには、板橋区は財務状況等の報告を求めることができる。

10 その他

(1)個人情報の取り扱いにあたって、別紙1「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」によること。

(2)契約の履行に際して、データの授受を行う場合には、必ず次の項目を遵守すること。

- ①作業開始前にウィルスチェックを実施し、安全を確認したうえで作業に入ること。
- ②作業後にウィルスチェックを実施し、安全を確認したうえで区へ返納・納品等を行うこと。
- ③データの授受を行う場合は、原則、区が用意するファイルストレージシステムを使用すること。

(3)この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じる事項等は、双方で協議のうえ板橋区が決定するものとし、委託業務内容についても区内保育施設の特性に応じて柔軟な対応を行うものとする。

11 担 当

板橋区役所子ども家庭部保育サービス課 民間保育第一係 石橋

電話:03-3579-2492

E-mail:kk-minkan@city.itabashi.tokyo.jp